

## 福島スポーツボランティア活動企業等感謝状贈呈事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、スポーツボランティアを通じ社会貢献活動を行う企業、団体等（以下、「企業等」という。）に対し、福島県（以下、「県」という。）が、スポーツボランティアに貢献する団体としてその取組を称え、感謝状を贈呈し、及びこれを周知することにより、スポーツボランティア活動を推進することを目的とする。

### (資格要件)

第2条 本事業の対象となる企業等は以下の条件を満たしていること。

- (1) 県が主催・共催・後援等するスポーツイベント（以下、「スポーツイベント等」という。）に、ボランティアとして年間延べ50名以上の社員等の参加があった企業等とする。
- (2) 対象期間は、当該年の1月から12月までの取組とする。

### (報告)

第3条 スポーツイベント等の事務担当者は、「福島スポーツボランティア実績報告書」（第1号様式）により参加したイベント名・期日・場所参加人数等を当該年の翌年1月第2金曜日までにスポーツ課に報告する。

### (選考及び決定)

第4条 文化スポーツ局長（以下、「局長」という。）は、報告書に記載のある企業等から資格要件を満たすものを当該年の翌年1月中旬に選考会を開催し、その内容を審査の上、受賞者（5団体程度）を決定するものとする。なお、選考基準は別途定める。

2 選考会の構成は、局長、スポーツ課長、オリンピック・パラリンピック推進室長、スポーツ課副課長、障がい者スポーツ協会書記、主任主査（生涯スポーツ担当）の6名とする。

### (感謝状贈呈)

第5条 前条第1項の規定により感謝状贈呈を決定した企業等に対し、感謝状を贈呈するものとする。

### (周知)

第6条 局長は、前条の規定により感謝状を贈呈した企業等の名称や取組について、福島県ホームページへ掲載する等により公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、企業等より公表を希望しない旨の申し出があった場合には、当該企業等の名称等について公表しないものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は局長が別に定める。

2 福島スポーツボランティア活動企業等感謝状贈呈事業に関する事務は、スポーツ課において行う。

### 附則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成30年1月26日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成30年9月26日から施行する。